

輪島市復興デザインセンター活用方法提案 募集要項

1 趣旨

能登半島地震からの創造的復興に資するため、輪島市が所有する輪島市復興デザインセンターについて、建物を有効活用しようとする民間事業者等の案を募集し、優れた活用方法を示した提案者に対して建物を無償譲渡する。

2 建物概要

名 称	輪島市復興デザインセンター
所 在 地	輪島市水守町四十苅 11 番地(石川県輪島漆芸美術館一般駐車場)
仕 様	木造軸組工法 1 階建 本棟 1 / 別棟 1 (トイレ、シャワー、簡易キッチン) ガルバリウム鋼板外壁、エアコン、ソーラーパネル(本棟)
床 面 積	本棟 32.37 m ² / 別棟 11.53 m ²
建築年月	令和 6 (2024) 年 11 月
取得経緯	令和 7 (2025) 年 2 月に日本オフサイト建築協会より輪島市へ寄附

※建物外観・寸法等は別紙を参照

3 提案者の条件

- ・建物を主体的に維持管理ができる能力を有する法人、任意の団体。
- ・輪島市内で活動を行っていること。
- ・まちづくり及び震災復興に資する事業活動を行っていること。
- ・周辺住民と連携していること。
- ・法令遵守・適法な事業活動を行っていること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者が団体の構成員にいないこと。

4 建物譲渡の条件

- ・譲渡する建物は現状有姿とする。

- ・譲渡する建物の設置場所は輪島市内に限る。
- ・現在の建物設置場所からの撤去、新たな設置場所への移設に係る経費の全額は譲渡先の負担とする。
- ・建物設置に係る法的手続き等を遵守すること。
- ・建物に係る公租公課その他一切の賦課金は、譲渡先の負担とする。
- ・譲渡された建物を第三者に転売しないこと。
- ・譲渡された建物を宗教活動または政治活動を目的として使用しないこと。
- ・譲渡された建物の維持管理等は譲渡先が行うこと。
- ・譲渡された建物の設置や設置後の運用にあたって、第三者からの権利侵害や損害賠償請求等があった場合は譲渡先が当事者間で解決するものとし、輪島市は一切の責任を負わない。
- ・建物譲渡の受取り(現在の場所からの撤去)は令和8年12月末以内とする。

5 提案募集の周知方法

輪島市ホームページに掲載

6 提案の募集期間

令和8年9月4日(金)～9月11日(金)

7 提案者が提出する書類

- ・輪島市復興デザインセンター活用方法提案書
- ・提案内容に附随する事業の関係書類

8 審査

提案内容を漆器商工課で審査

審査員：産業部長兼漆器商工課長、観光課長、漆器商工課参事、課長補佐

審査日：令和8(2026)年9月中旬

着目点：地域の貢献度、周辺地域との融和性、活用事業の持続性 ※得点制

9 事務の流れ

漆器商工課に提案書を提出 → ヒアリング → 審査 → 結果通知 → 譲渡

10 問い合わせ先

輪島市産業部漆器商工課

電話：0768-23-1147

メール：shoukou@city.wajima.lg.jp

別紙



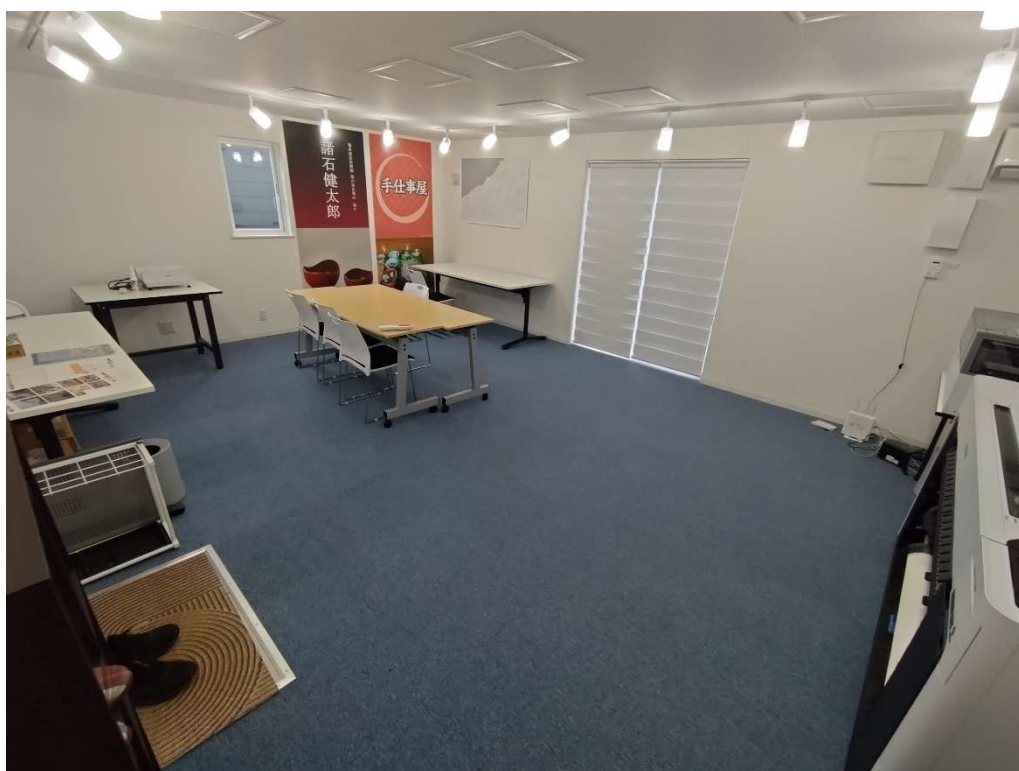
本棟外観（表）



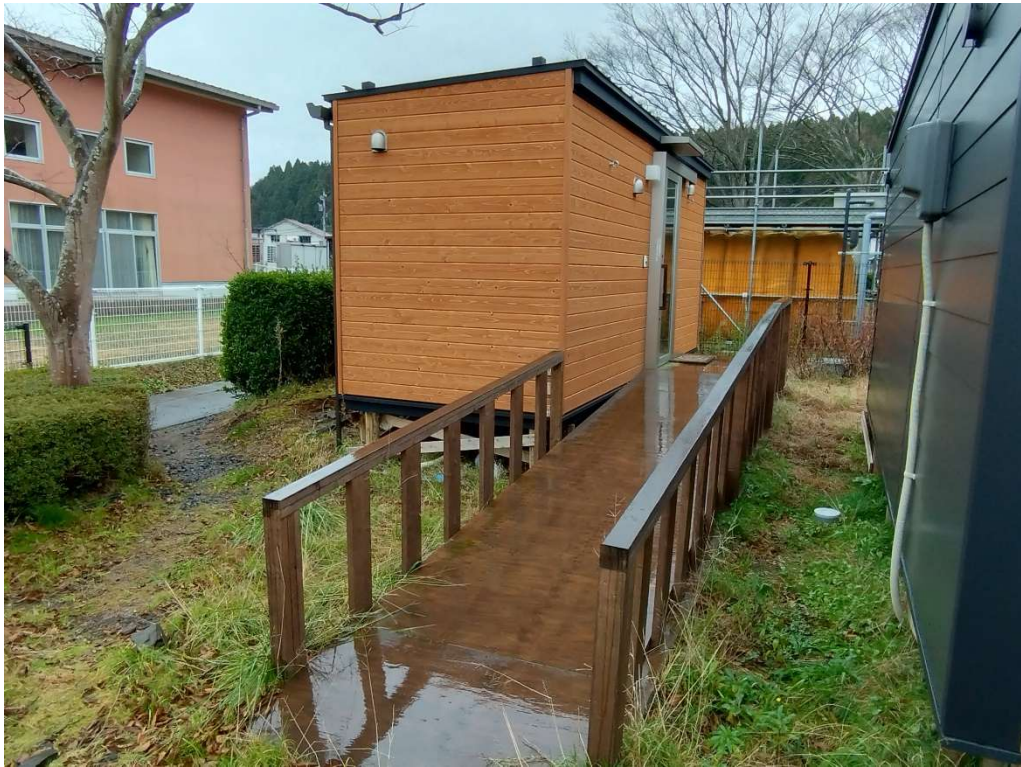
本棟外観（裏）



本棟外観（上面）



本棟室内



別棟(トイレ、シャワー)外観



別棟室内



別棟トイレ



別棟シャワー



別棟シャワー簡易キッチン